



2016年の重要立法を振り返る(上)

執筆者:野村 高志、早川 一平、盧 月亭、郭 望

1 2016年を振り返って

2016年も、昨年に引き続き、市場参入の緩和、行政許認可事項の削減及び市場行為への管理の強化を方針とする各種法令の公布が相次ぎました。そのうち重要な法令を、2回に分けて解説します。今回は、会社登記、外商投資、金融、税務、コンプライアンスに関連する重要立法等を取り上げます。

2 会社登記関連

(1) 「五証合一」制度

- ① 「『五証合一、一照一碼』登記制度改革推進に関する国务院弁公庁の通知」(国弁発[2016]53号、2016年6月30日公布、同日施行)
- ② 「『五証合一』登記制度改革推進に関する国务院弁公庁の通知の徹底実施に関する通知」(工商企注字[2016]150号、2016年7月28日公布、同日施行)
- ③ 「企業の『五証合一』社会保険登記業務を適正に行うことに関する人力資源社会保障部弁公庁の通知」(人社庁発[2016]130号、2016年8月22日公布、同日施行)

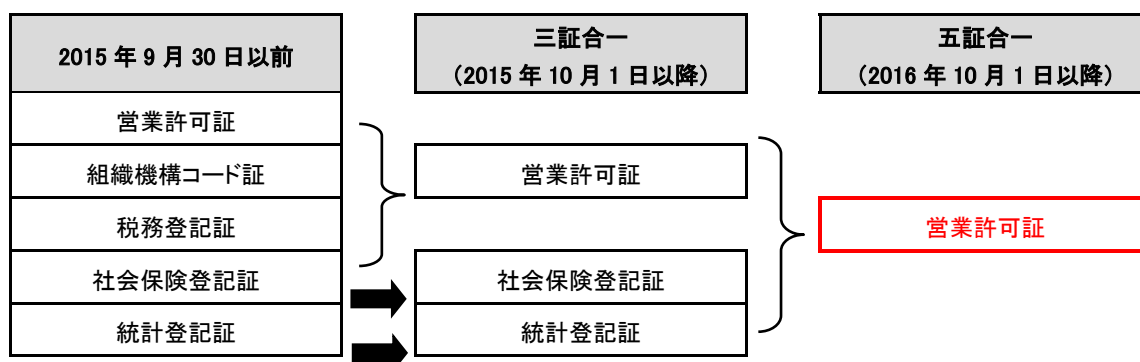
「五証合一」とは、2015年に実行された「三証合一」制度(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の三証を、統一社会信用代码が記載された営業許可証に一本化する制度)から、更に社会保険登記証及び統計登記証も統合して営業許可証に記載し、一本化する制度をいいます(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証、社会保険登記証及び統計登記証を総称して、以下「五証」といいます)。

「五証合一」は、外資系企業も適用対象に含まれ、2016年10月1日から中国全土で実施されています。「五証合一」により、営業許可証が更に社会保険登記証及び統計登記証の機能を有することとなり、2016年10月1日より前は、社会保障部門から社

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2016年12月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

会保険登記証を取得し、統計部門から統計登記証を取得する必要がありましたが、2016年10月1日以降は、社会保険登記証及び統計登記証の取得が不要となりました。



「五証合一」制度の実施により、企業登記実務は、以下のとおり、企業に対してより便利かつ公開された制度になりました。

(ア) 登記手続の簡素化

例えば、企業設立登記を行う場合、「五証合一」の「五証」に関する申請、受理、審査、批准等については、工商部門において1件の申請を1カ所の窓口で一式の資料を提出するだけで完了できるワンストップメカニズムになります。また、「五証合一」の登記条件、登記手続、登記申請書類等は「三証合一」の手続を参照することとされています。

(イ) 「三証合一」から「五証合一」への移行

既に「三証合一」の営業許可証を取得した企業は、「五証合一」に変更するための登記手続を改めて申請する必要はありません。企業が保有している「五証」のいずれかが満期になるか、その変更登記を申請するか、又は営業許可証の更新を申請する際に、工商部門から「五証合一」の営業許可書が交付されます。なお、変更登記手続を行う場合、「三証合一」の変更登記手続とは異なり、会社は社会保険登記証及び統計登記証を行政当局に返還する必要がありません。

「五証合一」により、社会保険登記証及び統計登記証の定期検査及び証書の更新が不要になり、その代わりに企業が社会保険登記証及び統計登記証に関する内容を年度報告に記載して工商部門に提出し、全国企業信用情報公示システムを通じて公示する必要があります。

従前、社会保険登記証及び統計登記証が必要とされていた手続は、今後、社会保険登記証及び統計登記証の提出が要求されず、営業許可証のみにより手続が可能となりました。

(ウ) 新制度の移行期間

企業が保有している「五証」は2016年10月1日以降も引き続き有効ですが、2018年1月1日までに「五証合一」の営業許可証に更新をしない場合、元の「五証」が失効します。

(2) 事前審査認可事項の変更

① 「工商登記事前審査認可事項目録」及び「企業変更登記、抹消登記事前審査認可指導目録」の更新(「工商登記事前審査認可事項目録の調整に関する工商総局の通知」(工商企注字[2016]117号、2016年6月24日公布、同日施行))

2014年以降実施された「先照後証」制度(先に企業登記を行い、後に業務に必要な行政許可証を取得する制度をいい、外資系企業にも適用される)の例外としての事前審査認可事項目録(『先照後証』改革を厳格に遂行し、工商登記事前審査認可事項を厳格に実施することに関する通知)(工商企注字[2015]65号、2015年5月11日公布、同日施行)をご参照)の内容につき、以下のとおり、一部変更がありました。

事前審査認可が不要になった項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の種子、草種、食用菌の菌種の経営許可証 ・ 林木の種子の経営許可証 ・ 録音・録画、電子出版物の制作又は複製に従事する会社の経営範囲の変更、合併又は分割 ・ ドラマ制作会社の設立、映画制作に従事する会社(映画制作専門会社以外)の設立 ・ 証券会社の国内分支機構の設立、証券会社の会社形式の変更、実質的支配者の変更 ・ 先物経営機構が先物コンサルティング業務に従事すること ・ 飼料生産企業の設立
事前審査認可が必要となった項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険化学品の積み降し、保存に使用する港の建設(管轄:市人民政府安全生産監督管理部門、港行政管理部門) ・ 民間用の爆発物の販売(管轄:省レベル人民政府民用爆発物業主管部門) ・ 警備サービス企業の法定代表者の変更(管轄:省レベル人民政府公安機関)

3 外商投資関連

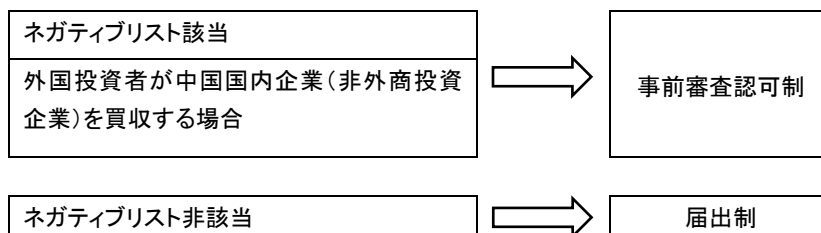
- ① 「『中華人民共和国外資企業法』等 4 部の法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(主席令 51 号、2016 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 1 日施行)
- ② 「中華人民共和国外資企業法」(2016 改正)(主席令 51 号、2016 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 1 日施行)
- ③ 「中華人民共和国中外合資経営企業法」(2016 改正)(主席令 51 号、2016 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 1 日施行)
- ④ 「中華人民共和国中外合作経営企業法」(2016 改正)(主席令 51 号、2016 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 1 日施行)
- ⑤ 「外商投資企業の届出管理実行後の関連登記登録業務を適切に実施することに関する国家工商行政管理総局の通知」(工商企注字[2016]189 号、2016 年 9 月 30 日公布、同日施行)
- ⑥ 「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令 2016 年 3 号、2016 年 10 月 8 日公布、同日施行)
- ⑦ 「国家の規定する参入特別管理措置の実施に関わらない外商投資企業の設立及び変更を審査認可から届出管理に変更することについての公告」(国家發展改革委員会、商務部公告[2016]22 号、2016 年 10 月 8 日公布、同日施行)

(1) 事前審査認可制から届出制へ

2016 年 10 月より、中国の「外資企業法」、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「台湾同胞投資保護法」及び一連の法令が改正・公布されることになり、中国における外資参入を取り巻く法制度が大きく改正され、参入特別管理措置の実施対象(以下、「ネガティブリスト」といいます)に該当しない分野における外商投資企業の設立や変更に対する商務部門による管理が、審査認可制から届出(中国語で「備案」)制に変更されました。これにより、これまで上海市、広東省、福建省及び天津市に設立された自由貿易試験区で試験的に先行実施されてきたネガティブリストによる管理モデルは、全国的に広げられることになりました。

(2) ネガティブリストについて

原則として、ネガティブリスト内の分野への外商投資には、従来と同じく事前審査認可制が適用され、ネガティブリスト外の分野への外商投資には、届出制が適用されます。なお、外国投資者が中国国内企業(非外商投資企業)を買収する場合の手続は、従来通りに「外国投資者の国内企業買収に関する規定」や「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理規則」に従って、事前審査認可制が実施されます。纏めると下表のとおりとなります。



適用されるネガティブリストは、下表のとおりです(自由貿易試験区の内外で、異なるネガティブリストが適用されます。)

適用されるネガティブリスト	
自由貿易試験区 ¹ 内	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(国弁発[2015]23号)
自由貿易試験区外	「外商投資産業指導目録(2015年修正)」の制限類、禁止類、及び奨励類(中国側の持分比率又は高級管理職の適任条件に制限のあるもの)

(3) 届出制について

届出制の場合、商務部門は、提供された情報及び関連資料について、形式的審査(形式面の完備及び正確性の確認、並びに届出制の対象に該当するか否かの確認)を行うことにとどまり、実質的審査は行いません。届出制の手続の概要は下表のとおりです。

	設立	変更
届出時期	・ 企業名称事前確認を取得した後、営業許可証の発給前又は発給後の30日以内 ²	・ 外商投資企業の基本情報、投資者の基本情報、合併、分割、終了等の変更事項が生じた後、30日以内
届出方法	・ 外商投資総合管理情報システムを通じて、オンラインで「外商投資企業設立届出申告表」に記入し、関連資料を提出する	・ 外商投資総合管理情報システムを通じて、オンラインで「外商投資企業変更届出申告表」に記入し、関連資料を提出する
商務部門の処理	・ 形式的な完備性及び正確性、並びに届出制の対象に該当するか否かについて確認する ・ 3営業日以内に処理を完了させ、外商投資総合管理情報システムにて公開する	
受領文書	・ 「外商投資企業設立届出証明」 ・ 受領時に企業名称事前確認資料(写し)が必要。	・ 「外商投資企業変更届出証明」 ・ 変更届出手続の完了により、以前取得した「外商投資企業批准証書」が失効する ・ 受領時に営業許可証(写し)が必要

4 金融関連

① 「非銀行決済機構インターネット決済業務管理弁法」(中国人民銀行公告[2015]43号、2015年12月28日公布、2016年7月1日施行)

中国において、従来、銀行は決済及び資金清算の仲介機構であると明確に規定していました。ただ近年、インターネットにおける電子商取引の急速な発展とともに、インターネット関連企業等の非金融機構が仲介機構として、取引の重要な一環となる決済業務に次々と参入しています。例えば、「淘宝网(タオバオ)」において小売販売の売主と買主の間で、資金決済の目的で使われているアリペイ(「支付宝」)を提供している支付宝(中国)網絡技術有限公司は、非金融機構であり、一般に「第三者決済機構」(中国語で「第三方支付机构」と呼ばれています)。

2010年に人民銀行が「非金融機構決済サービス管理弁法」(中国人民銀行令[2010]2号)を公布し、初めて第三者決済機構の概念を明確にしました。そして、金融監督管理及びインターネットにおける第三者決済機構の決済業務を更に管理するため、2015年12月28日に、中国人民銀行は「非銀行決済機構ネット決済業務管理弁法」(以下「本弁法」といいます。)を公布しました。

¹ 上海、広東、天津、福建の自由貿易試験区

² 商務部門の届出手続と工商部門の登記手続の時間的な先後関係がなくなったことから、両手続を並行して行うことや工商部門における登記手続を先に行うことも可能になりました。

本弁法において、その適用対象は、法に従って「決済業務許可証」を取得した、ネット決済、携帯電話決済、固定電話決済、デジタルテレビ決済等のオンライン決済に従事する非銀行機構であると規定されています。ネット決済の資金安全の確保を図るため、非銀行決済機構による顧客管理、業務管理、リスク管理及び顧客権益保護等に関連する義務を詳しく規定するほか、中国人民銀行の監督管理の職責及び内容についても明確に規定しています。なお、非銀行決済機構は、金融機関及び貸付・融資・信託等の金融業務に従事するその他の機構のために決済アカウントを開設してはならず、証券・保険・貸付・融資・信託等の金融業務に従事し又は形を変えて従事してはならないと規定されています。

② 「適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定」(国家外貨管理局 [2016]1 号、2016 年 2 月 3 日公布、2016 年 2 月 3 日施行)

適格国外機関投資家(以下「QFII」といいます)とは、中国証券監督管理委員会の認可を受け中国の国内証券に投資する国外の機関投資家を指します。外国人による国内証券への投資は、通常、上海・深圳の証券取引所の外貨建て B 株に限定されていますが、QFII は、上海・深圳の証券取引所に上場している株式・債券等、中国証券監督管理委員会が認める人民元建て金融商品にも投資が可能です。

中国における金融市場の対外的開放が進行している中、外貨管理局は、2016 年 2 月 3 日に「適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定」を公布しました。主な改正内容は下表のとおりです。

2016 年 2 月 2 日以前	2016 年 2 月 3 日以降
1. 投資枠の申請手続の簡素化	
QFII による中国国内の証券投資: 全て外貨管理局の投資枠の審査認可が必要	基礎限度額 ³ 内: 届出手続 基礎限度額を超える場合: 審査認可が必要
2. 投資限度額の緩和及び基礎限度額の決定方法の変更	
投資限度額: 5,000 万米ドル以上、累計で 10 億米ドル以下	投資限度額: 2,000 万米ドル以上、累計で 50 億米ドル以下
3. 投資元本の入金期限の廃止	
QFII が投資限度額の認可を取得した日から 6 ヶ月以内に投資元本を入金	かかる規定なし
4. 投資元本の固定期間⁴の変更	
QFII による投資元本入金日から 1 年間 ⁵	QFII による投資元本の入金額が 2,000 万米ドル相当に達した日から 3 ヶ月間

5 税務関連(越境電子商取引を中心に)

① 「財政部、税関総署、国家税務総局による越境電子商取引小売輸入税収政策に関する通知」(財関税[2016]18 号、2016 年 3 月 24 日公布、同年 4 月 8 日施行)

近年、中国において電子商取引(Electronic Commerce)の発展、人民元為替レートの上昇、税制等の影響から、越境電子商取引(以下「越境 EC」といいます)が急速に発展してきました。一方で、従来の越境 EC 輸入商品は、一般的には個人消費の目的での小売輸入の「物品」と取り扱われたため、一般貿易の「貨物」とは異なり、関税、輸入環節増値税及び消費税が徴収されず、税率が比較的低い「荷物・郵便物物品輸入税」(いわゆる「行郵税」)のみが課せられていたことから、不公平な取り扱いである等の批判の声も多く上がっていました。

そこで、公平性のある市場環境を作るため、2016 年 3 月 24 日に財政部、税関総署及び国家税務総局は、共同で「越境電子商

³ 基礎限度額は、下限 2,000 万米ドル、上限 50 億米ドルの範囲において、次のいずれかの計算式により算出されます。

- QFII とその所属集団の資産(あるいは管理資産)が主に国外にある場合: 1 億ドル + 直近 3 年の平均資産規模 × 0.2% - 取得済の人民元国外適格機関投資家限度額(米ドル換算)
- QFII とその所属集団の資産(あるいは管理資産)が主に国内にある場合: 50 億人民元相当額 + 前年度の資産規模 × 80% - 取得済の人民元国外適格機関投資家限度額(米ドル換算)

⁴ 元本固定期間とは、QFII による投資元本の国外送金を禁止する期間を指します。

⁵ 養老ファンド、保険ファンド、共同ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド、政府及び貨幣管理局等の種類の適格投資者、及び適格投資者が設立したオープンエンド型ファンドは、投資元本入金日から 3 ヶ月間。

取引小売輸入税収政策に関する通知(以下「本通知」といいます)を公布しました。本通知の主な内容は以下のとおりです。

(1) 本通知の適用対象商品

「越境電子商取引小売輸入商品リスト」(財務部等 11 部門[2016]40 号)及び「越境電子商取引小売輸入商品リスト(第二批)」(財政部等部門[2016]47 号)に記載され、かつ、下表のいずれかに該当する商品が、本通知の適用対象商品です。

①	税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引し、取引・支払・物流電子情報の「3つの証憑」の照合が可能である全ての越境 EC 小売輸入商品
②	税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引していないものの、宅配、郵政企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、相応する法的責任を引受けることを承諾した越境 EC 小売輸入商品

(2) 本通知の適用対象商品の性質

本通知によれば、本通知の適用対象商品が「貨物」とすることを明確にし、関税、輸入環節増値税及び消費税を徴収すると規定されています。なお、本通知の適用対象商品以外の個人物品、取引・支払・物流電子情報の適用のない越境 EC 輸入商品については、行郵税が適用されます。

(3) 本通知の適用対象商品の税収政策等の変更

本通知による税収政策等の変更点は、下表のとおりです。

	2016年4月7日以前	2016年4月8日以後
対象商品	全商品	「越境電子商取引小売輸入商品リスト」内の商品(約1,100品目)
課税価格	実際の取引価格(貨物小売価格、運賃及び保険料を含む。)	同左
税率	1 取引額が1,000元以下 ⁶ :行郵税 1 取引額が1,000元超 ⁷ :関税、輸入環節増値税及び消費税 ※納税額が50元以下の場合:免除	1 取引額が2,000元以下、かつ年間取引限度額2万元以下:関税0%、輸入環節増値税・消費税は一般貿易方式の70% 1 取引額が2,000元超:一般貿易方式の関税、輸入環節増値税及び消費税 年間取引限度額2万元超:一般貿易方式の関税、輸入環節増値税及び消費税
通関書類	規定なし	通関証明書の提出 輸入許可の取得

上記の「越境電子商取引小売輸入商品リスト」が既に公布されています(「越境電子商取引小売輸入商品リスト」財政部等部門[2016]40号、2016年4月6日公布、及び「越境電子商取引小売輸入商品リスト(第二批)」財政部等部門[2016]47号、2016年4月15日公布)。当該2つのリストによれば、以前越境 EC 小売商品の輸入に関する許認可・届出等は明確に要求されていませんでしたが、当該2つのリストにある特殊な商品(化粧品、医療機器、健康食品等)について最初の輸入に関する許認可・届出等の手続が要求されています。また、保税モデルで輸入された一部の越境 EC 輸入商品について、通関証明書による商品の検査も義務付けられました。

本通知及び関連政策の施行に伴い、これまでの越境 EC の税制面及び通関手続でのメリットが大きく失われることが懸念されたため、業者側から大きな反発があるなど話題となりました。越境 EC に関する新税制及び新通関管理制度のスムーズな施行のため、2016年5月末に、税関総署等関連部門は、2017年5月11日までの1年間を実施猶予期間として、天津、上海等10の

⁶ 香港・マカオ・台湾から輸入された場合は800元以下

⁷ 香港・マカオ・台湾から輸入された場合は800元超

試験都市において通関証明書の提出を求めず、かつ全ての地域においてリストに記載のある特殊な商品に関する輸入許可・届出等の手続についても実施を猶予しました。更に、商務部は、2016年11月15日に、他の関連部門の同意の上、上記実施猶予期間(2017年5月11日までの猶予期間)を2017年の年末まで延長する旨の決定をしました。

② 「入国物品の輸入税調整の関連問題に関する通知」(税委会[2016]2号、2016年3月16日公布、同年4月8日施行)

一般貿易課税と行郵税との差を縮めるため、国务院関税税則委員会は、「入国物品の輸入税調整の関連問題に関する通知」を公布しました。当該通知の適用対象商品以外の個人物品、取引・支払・物流電子情報の適用のない越境 EC 輸入商品については、これまでと同様に行郵税が適用されますが、当該通知により、2016年4月8日以降、品目によって異なる行郵税率が4分類(10%、20%、30%、50%)から3分類(15%、30%、60%)に変更され、一般貿易課税と行郵税の差が小さくなりました。2016年4月8日以降の税率は、下表のとおりです。

税目	品目	税率
1	書籍・新聞・出版物・教育用映像資料、パソコン・ビデオカメラレコーダー・デジタルカメラ等の IT 商品、食品・飲料、金銀、家具、玩具・ゲーム用品・イベント用品もしくはその他の娯楽用品	15%
2	スポーツ用品(ゴルフボール及びゴルフ用品を含まない)・釣り用品、紡績品及びその完成品、テレビカメラ及びその他電器用品、自転車、税目 1・3 に含まれないその他の商品	30%
3	タバコ・酒、貴重アクセサリー及びジュエリー、ゴルフボール及びゴルフ用品、高級腕時計、化粧品	60%

6 コンプライアンス関連

① 「汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」(法釈[2016]9号、最高人民法院、最高人民検察院が2016年4月18日公布、同日施行)

中国国内の「反腐敗」運動による汚職・贈収賄の摘発・処罰が厳しく進められる中、2016年4月18日に、上記司法解釈(以下、「本司法解釈」といいます)が公布・施行されました。汚職、贈収賄、横領等の罪の認定に関する金額基準等につき、従前の司法解釈や行政規定⁸から引き上げたり具体化するなど、実務に多大な影響があると予想されます。

本司法解釈中の、贈収賄の罪に関する金額基準を以下のとおり表に整理します。

刑法の罪名(条文)	科刑の段階分け	犯罪認定の金額基準 (注記のない限り、贈収賄の金額)	金額に一定の加重事由が加わる 認定基準
公務員の収賄罪(385条、386条、383条)	収賄金額が比較的大きい	3万元以上 20万元未満	1万元以上 3万元未満
	収賄金額が巨額	20万元以上 300万元未満	10万元以上 20万元未満
	収賄金額が特に巨額	300万元以上	150万元以上 300万元未満
公務員に対する贈賄罪(389条、390条)	(通常の場合)	3万元以上	1万元以上 3万元未満
	情状が重い	100万元以上 500万元未満	50万元以上 100万元未満
	国の利益に重大な損害をもたらす	100万元以上 500万元未満(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	情状が特に重い	500万元以上	250万元以上 500万元未満
公務員の影響力の利用による収賄罪(388条の1)	収賄金額が比較的大きい	3万元以上 20万元未満	1万元以上 3万元未満
	収賄金額が巨額	20万元以上 300万元未満	10万元以上 20万元未満
	収賄金額が特に巨額	300万元以上	150万元以上 300万元未満
公務員への影響力を有する者に対する贈	(通常の場合)	3万元以上	1万元以上 3万元未満
	情状が重い	100万元以上 500万元未満	50万元以上 100万元未満

⁸ 「贈賄刑事事件の処理における具体的法律適用の若干問題に関する解釈」(法釈[2012]22号、最高人民法院、最高人民検察院が2012年12月26日公布、2013年1月1日施行)、「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定(二)」(公通字[2010]23号、最高人民検察院、公安部が2010年5月7日公布、同日施行)、「人民検察院が直接受理し、立件捜査する事件の立件基準に関する規定(試行)」(高検発釈字1999-2号、最高人民検察院が1999年9月16日公布、同日施行)等

賄罪(390条の1)	国の利益に重大な損害をもたらす	100万元以上 500万円未満(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	情状が特に重い	500万元以上	250万元以上 500万円未満
	国の利益に特に重大な損害をもたらす	500万元以上(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	企業が贈賄した場合(390条の1第2項)	20万元以上	規定なし
非公務員の収賄罪(163条)	金額が比較的大きい	6万元以上 40万円未満	規定なし
	金額が巨額	40万元以上	規定なし
非公務員に対する贈賄罪(164条)	金額が比較的大きい	6万元以上 200万円未満	規定なし
	金額が巨額	200万元以上	規定なし

以下、日系企業にとって関心が高いと思われる公務員贈賄罪と非公務員への贈賄罪(いわゆる商業賄賂罪)に関する規定の内容を紹介します。

(1) 公務員に対する贈賄罪(刑法 389条、同 390条)

科刑は3段階に分けて規定されており、①通常の場合は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金が併科されます。②「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金が併科されます。③「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金が併科されます(刑法 389条、同 390条)。

本司法解釈では、以下のとおり、上記各場合の認定に関する金額基準が示されています。

① 通常の贈賄の場合(第7条)

(ア) 贈賄の金額が3万元以上であれば、刑法 390条の規定に従い贈賄罪により刑事責任を追及するとされています。

(イ) 贈賄の金額が1万元以上3万円未満であっても、以下の事由のいずれかに該当する場合は、刑法 390条の規定に従い贈賄罪により刑事責任を追及するとされています。

- 1) 3人以上に対して贈賄を行った場合
- 2) 違法所得を贈賄に用いた場合
- 3) 贈賄を通じて職務上の抜擢、調整を図った場合
- 4) 食品、薬品、安全生産、環境保護等の監督管理職責を負う国の職員に対して贈賄を行い、不法活動を実施した場合
- 5) 司法職員に対して贈賄を行い、司法の公正に影響を与えた場合
- 6) もたらした経済的損失額が50万元以上100万円未満である場合

② 「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」(第8条)

(ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が重い」と認定されます。

- 1) 贈賄金額が100万元以上500万円未満である場合
- 2) 贈賄金額が50万元以上100万円未満であり、かつ、上記①の1)号から5)号の事由のいずれかに該当する場合
- 3) その他、情状が重い場合

(イ) 贈賄を行い、金額100万元以上500万円未満の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

③ 「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」(第9条)

(ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が特に重い」と認定されます。

- 1) 贈賄金額が500万元以上である場合
- 2) 贈賄金額が250万元以上500万円未満であり、かつ、上記①の1)号から5)号の事由のいずれかに該当する場合
- 3) その他、情状が特に重い場合

(イ) 贈賄を行い、金額 500 万元以上の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

(2) 非公務員に対する贈賄罪(刑法 164 条)

科刑は 2 段階に分けて規定されており、①収賄の「金額が比較的大きい場合」は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処されます。②「金額が巨額の場合」は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科します。

本司法解釈では、上記の①「金額が比較的大きい場合」、②「金額が巨額の場合」の金額の起算点について、本司法解釈 7 条、8 条 1 項の贈賄罪に関する金額基準規定の 2 倍としており(11 条 3 項)、それぞれ①6 万元以上、②200 万元以上となります。

7 終わりに

次回(2017 年 2 月号)は、民商法一般、独禁法、知的財産法等に関連する重要立法を取り上げる予定です。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012 年～2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No. 1494))等多数。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_hayakawa@jurists.co.jp

2011 年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013 年北京語言大学(語学研修課程)卒業。専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



る げつてい
盧 月亭

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

y_lu@jurists.co.jp

2010 年中国律師登録。

専門は中国における外商投資、M&A、会社法務等。



かく ぼう
郭 望

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

w_guo@jurists.co.jp

2012 年中国律師登録。2009 年より北京市世澤法律事務所および北京市大地法律事務所勤務、2012 年 12 月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp